

<連合鳥取「男女平等参画推進計画」対比表>

連合鳥取第1次男女平等参画推進計画 <2002年7月～2006年10月>	連合鳥取第2次男女平等参画推進計画 <2006年11月～2012年10月>	連合鳥取第3次男女平等参画推進計画（案） <2013年11月～2020年10月>
<p>①男女平等参画に向けた実態把握 産別・単組の女性組合員の状況・参画率を実態調査し、男女平等局会議において目標に対する進捗状況を検討。</p> <p>⑦進捗状況の把握およびフォローアップ 産別・単組実態調査、女性組合員対象のアンケート実施を行い、状況把握や抱える課題を整理し、構成組織・組合員への情報提供</p>	<p>①男女平等局会議を定期的に開催し、男女平等参画の障害となっている原因の調査・分析、進捗状況ならびに各構成組織・各加盟組合の女性組合員数・比率・女性参画率等の調査を行い、方針目標の達成とその実現に向けて進捗状況を点検し、推進する。</p>	<p>①男女平等参画の推進とフォローアップの強化 連合鳥取、構成組織のトップのリーダーシップのもと、推進計画に対する取り組みとフォローアップ体制を強化する。進捗状況を把握するために構成組織に対するアンケート調査（トレンド調査）を実施し、結果を組合員に還元するとともに、状況に応じては計画と運動の見直しを行い、推進体制を強化する。 取り組みが停滞している組織に対しては、先進的な取り組み事例を紹介するなど、組合員が課題を共有し、取り組みが推進されやすい環境づくりの支援を行う。</p>
<p>②機関会議への女性参画 女性委員会から執行委員会メンバーとして代表者参加。</p>	<p>②連合鳥取の執行業務や活動推進にあたって、構成組織からの女性参画を要請する。当面、女性委員会代表者の執行委員会への参画を継続する。</p> <p>③女性の意見を反映するため、各専門局に女性がメンバーとして参画することを目指す。</p>	<p>⑥構成組織の取り組みへの支援 連合鳥取と構成組織間で、男女平等参画推進の取り組みの共有化・全体化を図る。また、構成組織の推進計画策定や具体的取り組みの支援のために、情報提供などを適宜行う。</p>
<p>③女性組合員の大会代議員参加および議長登用</p>	<p>④定期大会・地方委員会への女性代議員の選出を各構成組織に働きかける。また、議長等の役員に女性を積極的に登用する。</p>	<p>②クオータ制の導入とポジティブ・アクションの強化 各種機関会議（大会・地方委員会・執行委員会）の代議員や委員、集会、学習会などの参加者にクオータ制（女性参加率の割当制）を導入し、女性参画率の向上を図る。そのために必要な規約・規則・基準・内規の見直しを行う。 a) 大会代議員・地方委員：2人以上の代議員・委員を有する構成組織について、30%以上を女性が占めるものとし、2020年までに達成する。 b) 執行委員：女性が30%以上を占めるよう、選出基準や執行委員会への参加体制を見直し、2020年までに達成する。 c) 各種会議：局会議など各種会議において、参加者の30%以上を女性が占めるものとし、2020年までに達成する。 d) 集会・学習会：2人以上の参加要請を行う構成組織に対して、参加者の30%以上を女性が占めるよう要請し、2020年までに達成する。</p>
<p>④審議会・委員会・外郭団体などへの女性委員配置 県・労働局の要請や積極的参加によって、9つの審議会・委員会などに参画。</p>	<p>⑤連合鳥取推薦の各種審議会・委員会・外郭団体等に女性委員を配置できるよう推薦する。</p>	<p>③組織・労働・政策課題と男女平等参画の一体的な取り組み 春季生活闘争や政策・制度要求など、あらゆる運動と一緒に取り組みを進める。外郭団体への女性委員の推薦を積極的に行い、3つの目標の達成と「働くことを軸とする安心社会」の実現を図る。</p>
<p>⑤集会・学習会・フォーラムの開催 青年・女性委員会との連携により、学習会・フォーラムの開催。</p>	<p>⑥仕事と家庭の両立支援に向けて、自治体・関係団体に対し、101人以上の企業で次世代育成支援対策行動計画の策定を求めるとともに、男女平等参画推進計画を策定するため、各構成組織に「男女平等参画推進委員会」の設置を働きかける。</p> <p>⑦男女平等参画を推進するために、連合本部の「女性リーダー養成講座」「男性役員を対象とした男女平等参画講座」「男女平等参画フォーラム」等に積極的に参加する。</p> <p>⑧連合鳥取として男女平等参画等をテーマとした集会・学習会・フォーラム等を年1回程度開催し、男女平等参画社会の実現を目指すための環境作りを行う。</p>	<p>④人材育成の充実 構成組織の役員を対象に、リーダー養成や男女平等についての研修とフォローアップを行うなど、人材育成に取り組む。また、男女平等参画をテーマとした集会・学習会・フォーラム等を年1回程度開催し、男女平等参画社会の実現をめざす環境づくりを行う。</p>
<p>⑧ネットワーク作り 男女平等局、青年・女性委員会役員会で合同開催、運動の共同開催。</p>	<p>⑨女性委員会・青年委員会との連携はもとより、2005年7月執行委員会の確認事項の「女性委員会役員体制に対する考察」にある論点整理や改善案を参考にしたネットワーク作りを行う。</p>	<p>⑥女性委員会の組織強化 女性のエンパワーメントを促進し、女性の課題やニーズについての意見の集約と議論、知識の蓄積や経験交流、人材育成、ネットワークづくりなどを行い、組織の支援・強化を図る。（2005年9月20日の第9回執行委員会確認事項「女性委員会役員体制」に対する考察）</p>
	<p>⑩地域協議会は、上記に準じて男女平等参画に向けた取り組みを推進する。</p>	<p>⑦地域協議会の取り組み 地域協議会は上記内容に準じ、取り組みを強化・推進する。幹事についても女性参画率30%以上を2020年までに達成する。</p>